

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛媛県北宇和郡鬼北町

## 2 構造改革特別区域の名称

【奥四万十きほく】どぶろく・リキュール特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

愛媛県北宇和郡鬼北町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 位置と地勢

鬼北町は、平成17年1月1日に旧広見町と旧日吉村の1町1村が合併して誕生した。位置は愛媛県の南西部にあり、北は西予市、東は高知県四万十町・梶原町、西は宇和島市、南は松野町に接している。総面積は241.87平方キロメートルで、1,000メートル級の山地に囲まれた典型的な中山間地域である。地目別の土地利用は、林野面積が84.8%、農用地が7.3%、宅地面積が2.0%、その他が5.9%を占めている。清流四万十川の最大級の支流である広見川、足摺宇和海国立公園に指定されている成川溪谷等豊かな自然をベースとした観光資源に恵まれている。

### (2) 気候

本町の気候は、平均気温14.7度と概ね温暖だが、最低気温は氷点下になることもあり1～3月は積雪もある。年間降水量は過去5年間平均1,982mmである。昼夜の大きな温度差と地形の影響により霧の発生が多く、冬季の季節風と夏季の高温多雨が特徴である。

### (3) 鬼北町の人口(平成24年4月1日)

- ・総人口……………11,582人(男5,422人、女6,160人)
- ・世帯数……………5,128世帯
- ・年齢階層別人口…14歳以下10.8%、15歳以上64歳以下51.6%、65歳以上37.6%

本町の人口は、昭和35年の22,963人をピークに減少傾向にある。世帯数は、町営住宅の建設やニュータウン鬼北の里の分譲等により微増傾向にあるが、核家族化が進んでいる。また、人口構成は高齢化率が37.6%で、県平均の26.6%を大きく上回る超高齢化社会となっている。

### (4) 産業

平成22年の国勢調査によると、本町の産業別就業者の総数は4,762人で、その構成比は、第1次産業が14.6%、第2次産業は21.4%、第3次産業は64.0%となっている。平成17年との比較では、第1次産業、第2次産業が減少し、第3次産業が増加している。本町の基幹産業は農業であり、広見川とその支流に拓けた農用地を利用した稲作

農業と、中山間地域という地理的条件にあった酪農、養豚等の畜産農業が中心となっている。

#### (5) 現状と課題

近年、本町では、団塊の世代の定年退職に伴い、ふるさとへ帰郷し農業を営む高齢者が増加し、恵まれた環境の中で自然と調和したゆとりある農業スタイルが広がりつつあり、田植え・稲刈り体験等の他地域との交流が盛んになっている。

そのような中、恵まれた自然景観（成川溪谷、安森鍾乳洞、節安ふれあいの森等）を活かした宿泊施設、道の駅、温泉、公園、市民農園を整備するほか、特産物（きじ、ゆず、しいたけ、うこん等）を活用した特産品の開発、イベントの開催（成川溪谷まつり、でちこんか、安森洞そうめん流し、清流広見川上り等）等で、地域間交流の促進と地域経済の活性化を図ってきた。

しかしながら、鬼北の知名度の低さから、宿泊客数・日帰り客数ともに伸び悩んでいるほか、多種の特産品が鬼北ブランドとして定着するには至っておらず、「鬼北熟成雉」という個別特産品のブランド化に留まっているのが現状である。

また、四万十川の支流である広見川等の恵みを受け稲作が盛んであるが、近年過疎化、高齢化の急速な進行に伴い、生産者は減り続け、地域農業経験者や地域社会のリーダー的人材の不足は否めず、農村社会の活力が失われつつあり、生産活動の停滞、農用地の遊休化・粗放化等の問題が生じてきている。加えて、全国的知名度のある清流四万十川という恵まれた自然環境を、農業生産や地域の活性化に活用できていないことも課題である。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

本特例措置を活用して製造する「濁酒・リキュール」は、新たな特産品として、本町のPR効果をもたらす誘客を促進するほか、鬼北ブランドの確立に寄与するものであり、厳しい環境下にある農山村地域の活性化への貢献が期待できる。

「成川溪谷まつり」、「安森そうめん流し」、「広見川川上り駅伝競走大会」等、豊かな自然環境を活かした各種のイベントを継続したり、新たな交流イベントを実施するには、多様な優れた人材が不可欠であるが、「濁酒・リキュール」を活用した本計画を推進していく中で、提案者・各種イベント団体者・行政が、地域間交流の促進と地域経済の活性化を目指して、お互いが切磋琢磨し、より効果的なイベントの開催や新イベントの企画に携わることとなり、地域全体を熟知した人材の育成・発掘に繋がり、かつ都市と農村の交流を見据えた的確な事業の展開も期待できる。

また、過疎化、高齢化により活力が低下しつつある中山間地域にあって、「濁酒・リキュール」製造を中心とした本計画は、遊休化・粗放化している農地が活用されるとともに、四万十川上流域という自然環境を活かした生産活動に地域住民自らが関わるといふ点でも、意義は非常に大きい。

### 6 構造改革特別区域計画の目標

#### (1) グリーン・ツーリズムによる交流人口の拡大

本町は、個性的で魅力ある町づくりを目指して、住民と行政がともに手を携えて、豊

かな自然環境を活かした町づくりに取り組んでおり、茅葺屋根の五右衛門風呂付き宿泊施設、節安ふれあいの森ロッジや成川溪谷休養センター等自然体験型宿泊施設も充実している。

このような状況を踏まえながら、本町の豊かな自然景観を活用した農業・自然ふれあい体験メニューのほか、本町特産品を使った料理でのおもてなし、低タンパク米を原料とした「濁酒」及び本町の特産品であるゆず等を使用した「リキュール」を提供する等、滞在型交流活動を推進し、都市と農村の交流人口の拡大を目指す。また、現在活動する地域のリーダーや農業経験者等多様な人材を巻き込み、遊休農地等を活用した濁酒利用米の生産普及、ゆず等特産品の生産の活性化に努め、四万十川上流域でのグリーン・ツーリズムを推進していく。

## (2) 四万十川上流域鬼北ブランドの確立

本町の特産品である「鬼北熟成雉」は、愛媛県の『「愛」あるブランド産品』にも選ばれており、四万十川上流の豊かな自然の中で育っていることをアピールしながら、鬼北ブランドの確立を図っている。

これに加え、全国的に流通の少ない低タンパク米と四万十川上流水を利用した他地域と差別化する「濁酒」を製造することによって、鬼北ブランドの確立を目指す。

さらに、本町の古くからの特産品であるゆず等を利用した「リキュール」を製造し、「濁酒」とともに販売することにより、本町の新しい酒類特産物事業の展開を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画を実施することにより、農家民宿や農家レストランの起業機会を創出し、新たな雇用の場が生み出される。また、新たな都市住民との交流を図ることにより、「濁酒・リキュール」を含めた四万十川上流域鬼北ブランドの消費拡大が期待される。さらに、そこに住む住民たちも地域資源のすばらしさを再発見し、地域住民が自ら持っていた知恵や技術を再活用しようとする意識啓発も期待できる。

数値目標

	H23年(実績)	H25年(目標)	H27年(目標)	H29年(目標)
総入込客数(千人)	591	599	607	615
交流人口数(千人)	146	148	150	152
観光人口数(千人)	445	451	457	463
農家民宿・農家レストラン 開業	1	2	2	3
濁酒製造者(件)	1	2	2	3
リキュール製造者(件)	—	1	2	3

※交流人口数：スポーツレクリエーション、温泉、イベント来場者

※観光人口数：自然観光、文化・歴史観光、買物

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 (710) 特産酒類の製造事業

別紙（特定事業番号707（708））

1 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿、農家レストラン等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に關与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

愛媛県北宇和郡鬼北町の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るため濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により農家民宿や農家レストラン等を営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい鬼北ブランド品の確立に繋がり、このような民間の自発的な取組みが広まることで、地域の活性化にも繋がるという視点からも当該規制の特例措置の適用が必要であると考えます。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特定事業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

別紙（特定事業番号709（710））

1 特定事業の名称

709（710） 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された農産物（ゆず、栗、梅、ブルーベリー、柿、イチゴ、桃、リンゴ、メロン、キウイフルーツ、トマト、スイカ、サツマイモ、サトイモ、ハチミツ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。以下「特産物」という。）を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

① 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

② 事業が行われる区域

愛媛県北宇和郡鬼北町の全域

③ 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

④ 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、地域の特産物を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本町が指定する地域の特産物を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことによって、地域の特産物を新たな地域ブランドとして再生させることができ、地域の活性化に繋がるものである。

また、農家民宿、農家レストラン、果樹園等において、特産酒類を核としたツーリズムメニューを充実させることで、鬼北町独自の資源を広く周知し、グリーンツーリズムの活性化に寄与することができるほか、交流人口の拡大に繋げていくことができる。

以上の理由により、本町において当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳事務が発生し、税務当局の検査、調査の対象とされる。

本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特定事業者が酒税法上の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。